

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成24年2月2日(木) 午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員) 五十音順, 敬称略

延命政之, 小野明男, 加藤修司, 澤村恭正, 水地啓子, 高橋隆男,

寺島隆之, 中田和之, 成田喜達, 松野勉, 三村圭美, 森高重久

(事務担当者)

山崎朋亮, 望月猛, 金子いさを, 太田雅夫, 伴野幸子, 中橋章

(オブザーバー)

長谷明子(次席家裁調査官)

第4 テーマ

少年事件における教育的措置及び試験観察の実情について

第5 議事

- 1 新任委員(延命政之委員, 小野明男委員, 加藤修司委員, 中田和之委員, 三村圭美委員)の紹介
- 2 審判廷及び調査室の見学
- 3 ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」の上映
- 4 別紙1及び別紙2のとおり裁判所の担当者から少年事件の流れや教育的措置及び試験観察の実情について説明を行った。
- 5 少年事件と付添人の関わりについて, 弁護士委員から次のとおり説明があった(以下, ○委員, ◆オブザーバー, 事務局。)
○ 弁護士としては, 付添人として試験観察等に関与することがあるので, そ

の視点からお話したい。試験観察とは、最終的な決定が下されるまで、付添人と家裁調査官が連携を取りつつ、「少年自身への教育的な働きかけ」と「家族関係の調整や学校、勤め先等の環境の調整」という二つのことを行う制度だと思っています。先程のビデオでも審判官が少年に対し、強く説諭する場面がありましたが、そのようにして少年の緊張感を高めつつ、付添人と家裁調査官が協働して、立ち直りに向けて様々なことを行っています。少年としても、試験観察後に終局処分を受けるので、少年院に行くかもしれないという精神的なプレッシャーなどもあり、かなり教育的効果があるのではないかと思います。家裁調査官と協力しながら付添人が具体的にどのようなことを行っているかという点、自宅に帰っている場合は、自宅を訪問して少年と親の様子を聞いたり、学校の先生と学校への受入について協議をしたり、また少年が仕事をしているような場合には、仕事先をどのように見つけていくかなどを協議したりすることもあります。私の経験した在宅試験観察のケースでは、両親が離婚されていて、少年は母親のところへ行ったり、父親のところへ行ったりして、落ち着かなかったのですが、離婚した両親があまり連絡を取り合わない中で、付添人として母親と父親の間を調整したりして、少年の落ち着き先を作っていくということもありました。それから補導委託の場合は、補導委託先を訪問しているうちに、少年から様々な相談を受けたりすることもありました。このように様々なかたちで試験観察に関与していますが、先程のビデオのように、何か月かすると徐々に少年の身なりや顔つきが変わってきたり、何かというときに「めんどくさい」と言ってしまう少年が、それを言わずに頑張ることができるようになったりと、少年たちにとって教育的な部分で、試験観察は大変に役に立っていると感じています。

- 補導委託の場合、少年は親元を離れて補導委託先で生活しますので、補導委託先には家庭としての機能を含めてお願いすることになります。補導委託

先はそれぞれ特徴があるので、補導委託先に合った少年を預けることができれば、少年も立ち直ろうという気になります。合っていないと、なぜ私はここにいるのだという気持ちになり、時として立ち直りとは逆の方向に行ってしまうことがあるので、見極めが非常に大事だと感じています。

6 裁判所からの聴取事項である「少年に対する教育的措置の方策として、横浜家庭裁判所の取組のほか、どのようなものが考えられるか。また、保護者に対する教育的措置の工夫としては、どのようなものが考えられるか。」についての意見交換の概要は、次のとおりであった。

○ 私は児童相談所に関係する組織におりますので、その児童相談所の取組を思い浮かべながら、お話を聞いておりました。児童相談所の役割の一つとして、虐待されている子どもを一時的に親から引き離す措置を執ることがありますが、それで終わりではなく、親子関係の再統合を目標にした取組も行っています。その際、例えば、直接的な保護者、親だけではなく親戚の方など、その家族に関係する方に集まっていただいて、グループ・カンファレンスとかたちで、一緒に立ち直りについて考えてもらうという機会を設けたりしています。横浜家裁における教育的措置においても、すでに実施されているかもしれませんが、児童相談所の取組の一つとしてご紹介させていただきました。

それともう一点、横浜家裁における教育的措置として、講習やセミナーが紹介されていましたが、これらの中身について、イメージすると、講師の方がいろいろお話をされて、参加する側は、受け身の状態で聞いているのではないかと思いました。あまりプライバシーに関わるものを設定できないとは思いますが、そのような講義だけでなく、例えば、同じような立場にある方たちの状況を仮に設定して、何人かの親たちと一緒にロールプレイのようなものを行うというやり方も考えられるのではないかと思います。

○ 今のお話と直接つながるかは分かりませんが、精神科の診療所に来る女性

の中には、非行少年の母親も少なくありません。ある母親は、少年が少年院から帰って来ると、数か月後には、地元の友達から誘いがあり、また非行に走ってしまうということが悩みだと述べていました。その母親は、「少年を東北の震災のボランティアに行かせ、辛い思いをしている方のお世話をさせたい、そうすれば不良交友から離れて、社会に役立つ体験をさせられると思う。」ということをおっしゃられました。

- 先程の横浜家裁における教育的措置の説明の中で、福祉施設等での社会奉仕活動が挙げられていましたが、私どもの事業でも、対象は異なりますが、同様な施設での体験活動を行っています。その際に受け入れる側の施設の方々から、「職員と同じように一日働いてもらえばよいのか、職員の働く姿を見てもらえばよいのか、何を体験させればよいのか具体的に教えてほしい。」というような声を聞くことがあります。そこから考えると、子どもの特徴を踏まえたうえで、具体的にこの子どもには、こういう体験をさせてほしいというメニューを提示していただくと、受け入れる施設の側でも、意識しながらメニューを考えてもらえるのではないかと思います。

第6 次回テーマについて

今回は、各委員の意見を踏まえ、成年後見制度に関する事項をテーマとし、具体的な内容等については、事前打合せ等で検討の上、お知らせすることとなった。

なお、今回の意見聴取事項については、次回のテーマの協議前に改めて各委員から意見を伺うこととなった。

第7 次回期日について

平成24年7月10日（火）午後1時30分（当裁判所本館5階大会議室）

(別紙1)

1 少年事件の流れについて

事件の発生

成人に達していない未成年である少年が，成人で言うところの犯罪行為をし，事件として警察や検察での取調べなどの手続を経ると，次に家庭裁判所に送られます。

事件の受理

家庭裁判所における手続は，送られてきた事件を受理してから始まります。

調査

事件を起こした少年の，性格の矯正及び環境の調整に関する処分を決定することが家庭裁判所の役割ですが，その最終的な判断は裁判官が行います。その裁判官判断の資料を収集するために行われるのが「調査」です。

この調査については，家庭裁判所調査官が少年や保護者又は関係人と面接をするなどして，非行の原因や少年の抱える問題を調査し，非行からの立ち直りや教育的観点から，どのような処遇が相当か裁判官に意見を述べます。

審判不開始決定

なお，軽微な事件であって，調査等における教育的な働きかけによって再非行のおそれがないと認められた場合には，審判を開始せずに終局させることがあります。これを審判不開始決定といいます。

審判

審判を開くことが必要であると裁判所が判断した事件については，裁判官が審判を開始するという決定を行い，その後審判が開かれます。

審判では，裁判官が直接少年や保護者から非行事実などについて聞くなどして，非行事実の確認や更正の可能性について判断します。

また，少年事件においては，審判の過程そのものが少年の再非行防止にむけた教育の場であるとされ，裁判官が少年に対し，なぜ非行に至ったのかを振り返らせ，自分のしたことに対する反省を深めさせます。

審判による処遇の種類としては，次のものなどがあります。

不処分決定

不処分は，調査，審判等における教育的な働きかけにより，少年に再非行のおそれがないと認められた場合に，少年を処分しないとする決定です。

保護観察決定

保護観察は、少年を少年院などの施設に入所させることなく、社会のなかで生活させながら、保護観察所の行う指導監督によって、少年の改善更生を図ろうとする処分です。

少年院送致決定

少年院送致は、少年が再非行を犯すおそれが強く社会内での更正が難しい場合に、少年院に収容して矯正教育を受けさせる処分であり、少年の自由を拘束する点で強力な処分です。

検察官送致決定

検察官送致決定は、非行事実が重大であったり、調査や審判の結果、その罪質や情状に照らして刑事処分が相当と認められた場合の処分です。

また、調査や審判の過程で少年の年齢が20歳以上であることが判明した場合にもなされます。

試験観察決定と補導委託決定

試験観察とは、少年に対する処分を1回の審判で、ただちに決めることが困難な場合、いったん最終的な処分を留保して、家庭裁判所調査官が少年に助言や指導などの教育的働きかけを行いながら、少年の生活態度や行動を観察するための中間的な処分です。

この観察結果をふまえて最終審判が開かれ、少年に対する最終的な処分を決定します。

また、試験観察の際に、施設又は個人に少年の補導を委託する「補導委託」もあります。

2 少年事件の統計について

昭和24年に家庭裁判所が創設されて、60年あまりが経過しましたが、この間に家庭裁判所が取り扱った少年事件数は、全国の家庭裁判所の統計数を合わせてみると、平成22年の年末までで約3,030万件に上っています。

少年事件の全国の事件数は、平成12年度に28万6,000件あまりであったものが、10年後の平成22年度では6割弱の16万5,000件となっており、これは、青少年の人数が減少していることと比例していると考えられます。

横浜家庭裁判所の少年事件数は、平成12年度は1万4,405件あったものが、平成22年度は1万2,773件と1,600件あまり減少しています。

横浜家庭裁判所の事件数は、これまで、東京家庭裁判所、大阪家庭裁判所に次いで、全国3番目となるが多かったのですが、平成22年度はその位置が逆転して、全国1位が大阪家庭裁判所になり、横浜家庭裁判所は、全国2位となっています。

また、昨平成23年度は、まだ集計途中の11月までの段階ですが、横浜家庭裁判所が全国で1番多い少年事件数を数える裁判所になっております。

この原因は、まだよく分からない点が多いのですが、神奈川県全体の人口増加と青少年人口の減少傾向が、東京、大阪に比べて、緩やかになっているということにあるのかもしれませんが。

次に、横浜家庭裁判所における少年事件の非行（犯罪）の種別ですが、窃盗が最も多く、事件全体の34.6パーセントを占めており、次が道路交通法違反で約17.8パーセント、3番目が、主に他人が盗んだ自転車を勝手に自分の物にしたという占有離脱物横領が約12.2パーセントとなっております。

3 横浜家庭裁判所における事件の終局数

横浜家庭裁判所で、事件の終局、つまり、少年に対してどのような処分がなされたのかについては、

平成22年度の既済事件（1年間に終局した事件数）の内訳は、

検察官送致決定 271件（全体の2.2%）

保護処分として、保護観察決定 1615件（13.1%）

少年院送致決定 266件（2.1%）

児童自立支援施設送致決定 52件（0.4%）

（全体17.9%）

不処分決定 1409件（11.5%）

審判不開始決定 7249件（59%）

となっております。

また、平成22年度に終局した事件の中で、中間決定として

在宅試験観察 122件

補導委託 12件（合計1.1%）

がなされています。

(別紙2)

1 家庭裁判所における教育的措置

家庭裁判所では、非行少年や保護者に対して、処分の決定までの過程で、「教育的措置」として、自らの行為を反省させるための様々な教育的な働き掛けを行っている。

個別の指導としては、家庭裁判所調査官が行う調査面接において、非行の原因、性格、交友関係などについて考えさせ、問題点に気付かせるような指導を行ったり、必要に応じて、家庭を訪問したり、学校の教師と話し合ったりして働きかけを行っている。さらに、必要に応じて、裁判官が審判を開き、少年に直接訓戒を与え、保護者に対する指導を行っている。

また、少年の抱える問題性に即して、様々な教育的措置のプログラムに参加するよう働き掛けている。

無免許運転や交通事故を起こした少年に対する交通講習、医務室技官による性教育や酒害教育といった保健指導、犯罪被害者の視点を取り入れた、万引被害や自転車盗被害を考えるセミナー、親子間のコミュニケーションの工夫などについて、保護者どうしで話し合うなどする保護者会を行っている。

また、地域の公園や河川の清掃活動、老人ホームでの車椅子清掃活動、使用済み切手を整理して発展途上国の医療支援に役立てる使用済み切手整理活動といった取り組みを行っている。

こういった体験を通じて、少年に、社会のルールを守ること、社会の一員であることを自覚させ、再非行の防止に役立てている。

また、これらのプログラムには、親子揃って参加するよう指示しており、親子が同じ活動に参加することにより、親子関係を見直したり、改善につなげていくことを期待している。

また、補導委託制度を利用して、福祉施設に短期間通わせて指導を受ける社会奉仕活動にも取り組んでいる。他者とのコミュニケーションが苦手な少年が社会奉仕活動に参加する中で、自然と相手をいたわり、思いやる気持ちを持ち、

あるいは、施設で働く職員の姿に感銘を受ける、といったことを期待している。

2 試験観察

試験観察とは、保護処分などの最終処分の決定を留保し、しばらく少年の生活態度などをみてから処分を決める手続である。

試験観察には、大別すると在宅試験観察と補導委託がある。

家庭を基盤として通常の社会生活を送り、定期的に家庭裁判所調査官が面接等を行って指導をする在宅試験観察と、民間のボランティアの方に、少年を数か月間預け、少年に仕事や通学をさせながら生活指導をして貰う身柄付補導委託がある。また、数日間、施設での奉仕活動をさせながら指導して貰う短期補導委託もある。